

01 令和5年度 下半期予算執行状況

【問い合わせ】
財政課（麻生庁舎）
☎ 0299-72-0811

一般会計

歳入

科 目	予算現額	収入済額	収入率
市 税	42 億 265 万円	41 億 8,182 万円	99.5%
地 方 譲 与 税	2 億 7,969 万円	2 億 7,969 万円	100.0%
利 子 割 交 付 金	114 万円	114 万円	100.0%
配 当 割 交 付 金	2,165 万円	2,165 万円	100.0%
株式等譲渡所得割交付金	2,414 万円	2,414 万円	100.0%
法 人 事 業 税 交 付 金	7,412 万円	7,412 万円	100.0%
地方消費税交付金	7 億 6,149 万円	7 億 6,149 万円	100.0%
ゴルフ場利用税交付金	1 億 2,682 万円	1 億 2,682 万円	100.0%
環境性能割交付金	3,161 万円	3,161 万円	100.0%
地方特例交付金	3,081 万円	3,081 万円	100.0%
地 方 交 付 税	58 億 2,031 万円	58 億 2,031 万円	100.0%
交通安全対策特別交付金	224 万円	224 万円	100.0%
分担金及び負担金	3,099 万円	2,775 万円	89.5%
使用料及び手数料	1 億 2,457 万円	1 億 1,732 万円	94.2%
国 庫 支 出 金	32 億 6,837 万円	28 億 3,020 万円	86.6%
県 支 出 金	12 億 3,087 万円	3 億 9,998 万円	32.5%
財 産 収 入	7,329 万円	8,214 万円	112.1%
寄 附 金	10 億 8,850 万円	9 億 9,604 万円	91.5%
繰 入 金	11 億 816 万円	1 億 6,702 万円	15.1%
繰 越 金	7 億 7,596 万円	7 億 7,596 万円	100.0%
諸 収 入	4 億 1,342 万円	3 億 2,517 万円	78.7%
市 債	20 億 4,280 万円	8,560 万円	4.2%
合 計	215 億 3,360 万円	171 億 6,302 万円	79.7%

歳出

科 目	予算現額	支出済額	執行率
議 会 費	1 億 5,896 万円	1 億 4,706 万円	92.5%
総 務 費	49 億 6,510 万円	26 億 9,882 万円	54.4%
民 生 費	58 億 5,071 万円	50 億 2,891 万円	86.0%
衛 生 費	20 億 6,481 万円	10 億 5,892 万円	51.3%
農林水産業費	8 億 6,835 万円	6 億 5,998 万円	76.0%
商 工 費	2 億 2,867 万円	1 億 8,541 万円	81.1%
土 木 費	21 億 7,371 万円	14 億 2,401 万円	65.5%
消 防 費	8 億 5,242 万円	8 億 874 万円	94.9%
教 育 費	22 億 2,088 万円	19 億 7,982 万円	89.1%
災害復旧費	2 億 2,801 万円	1 億 7,644 万円	77.4%
公 債 費	19 億 1,702 万円	17 億 1,723 万円	89.6%
諸 支 出 金	0 円	0 円	—
予 備 費	496 万円	0 円	0.0%
合 計	215 億 3,360 万円	158 億 8,534 万円	73.8%

歳入 予算現額 215 億 3,360 万円
収入済額 171 億 6,302 万円 (79.7%)
歳出 予算現額 215 億 3,360 万円
支出済額 158 億 8,534 万円 (73.8%)

特別会計・企業会計

会 計 名		歳 入			歳 出		
		予算現額	収入済額	収入率	予算現額	支出済額	執行率
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計		47 億 6,983 万円	39 億 6,692 万円	83.2%	47 億 6,983 万円	41 億 5,056 万円	87.0%
介護保険特別会計	保 険 事 業 勘 定	40 億 6,538 万円	40 億 5,575 万円	99.8%	40 億 6,538 万円	35 億 8,470 万円	88.2%
	介護サービス事業勘定	1,064 万円	1,007 万円	94.6%	1,064 万円	959 万円	90.1%
後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計		4 億 7,098 万円	4 億 6,034 万円	97.7%	4 億 7,098 万円	4 億 909 万円	86.9%
水 道 事 業 会 計	収 益 的 収 支	8 億 6,137 万円	9 億 4,291 万円	109.5%	8 億 1,521 万円	8 億 1,355 万円	99.8%
	資 本 的 収 支	5 億 8,519 万円	2 億 3,124 万円	39.5%	8 億 9,632 万円	4 億 5,343 万円	50.6%
下水道事業会計	収 益 的 収 支	8 億 2,122 万円	7 億 9,435 万円	96.7%	8 億 2,117 万円	7 億 5,877 万円	92.4%
	資 本 的 収 支	6 億 1,281 万円	2 億 843 万円	34.0%	8 億 6,786 万円	4 億 8,381 万円	55.7%

基 金 の 状 況	■財政調整基金	22 億 8,301 万円
	■減債基金	8 億 9,150 万円
	■公共施設整備基金	17 億 721 万円
	■揚排水施設維持管理基金	7,165 万円
	■なめがた振興基金	9,554 万円
	■行方市ふるさと応援寄附金基金	2 億 8,765 万円
	■行方市合併振興基金	18 億 4,897 万円
	■行方市防災まちづくり事業基金	1 億 278 万円
	■行方市公共交通システム事業基金	1 億 639 万円
	■行方市学習環境改善事業基金	1,090 万円
	■行方市森林環境譲与税基金	424 万円
	■国民健康保険支払準備基金	2 億 7,778 万円
	■介護給付費準備基金	5 億 4,671 万円
	■下水道事業基金	3 億 619 万円
	合計	85 億 4,052 万円 ※現在高

出 資 金 等 の 状 況	■株券	4,470 万円
	■出えん金	3,908 万円
	■出資金	5 億 8,522 万円
	■寄託金	2,548 万円
	■債権	1,931 万円
合計		7 億 1,379 万円 ※現在額
市 債 の 状 況	■一般会計債	140 億 4,642 万円
	■水道建設事業債	19 億 390 万円
	■下水道建設事業債	40 億 4,360 万円
合計		199 億 9,392 万円 ※未償還額

市では、市の財政がどのように運営されているかを市民の皆さんにお知らせするため、予算の執行状況のあらましについて年 2 回公表しています。
今回は、令和 6 年 3 月 31 日現在の執行状況についてお知らせします。



※数値は表示単位未満を四捨五入しています。

02 児童手当

【問い合わせ】
こども課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

■ 現況届の提出が必要な方へお知らせを送付します

▼ 児童手当の現況届とは

毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の手当を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。令和4年度から受給者の現況を公簿等で確認できる方については、提出が不要となりました。

ただし、以下に該当する方は、現況届の提出が必要です。

▼ 提出が必要な方

- ・ 法人である未成年後見人
- ・ 離婚協議中で配偶者と別居している方
- ・ 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
- ・ 支給要件児童の戸籍がない方
- ・ 施設等受給者
- ・ その他、市区町村から提出の案内があった方

▼ 提出期限

6月28日（金）

▼ 提出先

こども課 子育て支援グループ

※6月中旬頃に現況届を郵送しますので、必要書類を添えて提出してください。

▼ 所得超過により児童手当・特例給付が支給されていない方へ

令和6年度（令和5年中）の所得が、下記の表②所得上限限度額未満となった場合、手当を受給するためにはあらためて認定請求書の提出等が必要です。所得上限限度額を下回ることを認識した日の翌日から15日以内に申請してください。該当する方は、こども課までお問い合わせください。

扶養親族等の数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
1人	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
2人	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
3人	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円
5人	812万円	1,040万円	1,048万円	1,276万円

※「収入額の目安」は、給与収入でのみ計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

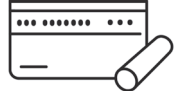
03 国民年金

【問い合わせ】
 国保年金課（玉造庁舎）
 ☎ 0299-55-0111
 ねんきんダイヤル
 ☎ 0570-05-1165

■ 国民年金保険料についてのお知らせです

本年度の国民年金保険料は、**月額 16,980 円**です。期限内に納めましょう。

▼ 納付方法

納付書 (銀行・コンビニ・郵便局)	クレジットカード 電子（キャッシュレス）決済	□座振替
		

▼ 加算・割引制度

付加年金制度 (加算)	定額保険料に月額 400 円の付加保険料を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金が加算されます
前納制度 (割引)	保険料をまとめて前払い（前納）することで割引になります

▼ 猶予・免除制度

	学生の方 (猶予)	失業・低所得の方 (猶予・免除)	産前産後の方 (免除)
対象	大学、専門学校、高等学校などに在籍する学生等	失業や所得が少ないなど、経済的な理由で保険料の納付が困難な方	出産予定および出産された国民年金第 1 号被保険者の方

※猶予・免除制度を受けるには、手続きが必要となります。忘れずに手続きをしましょう。

※保険料が納め忘れの状態、障害や死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

▼ 切り替え手続きを忘れずに！

20 歳以上 60 歳未満の方が会社を退職し、農業者、自営業者、学生、フリーアルバイター、無職等になった場合には、国民年金第 1 号被保険者への切り替え手続きが必要です。

▼ 未納の方への対応

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、文書、訪問により、早期に納めていただくよう案内を行っています。未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行います。指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方（被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主）の財産が差し押さえられることがありますので、ご注意ください。

※各手続きは、国保年金課または麻生・北浦総合窓口室で受け付けています。

※国民年金制度についての詳細は、日本年金機構のホームページをご覧ください▶



04 脳ドックの助成

【問い合わせ】
国保年金課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

■ 本年度から助成の対象を拡大をします

令和6年度から、脳ドック助成の対象を拡大し「若年層脳ドック」助成を開始しました。
大切な身体の状態を確認し、できるだけ早期に病気を発見し治療を行うため、また、病気を招く可能性や傾向を把握して、その予防に努めるためにも、この助成制度をご活用ください。

▼ 対象者

行方市国民健康保険に加入している方で、以下（1）～（3）のいずれかに該当している方

- （1）平成元年4月1日～平成2年3月31日生まれの方（満35歳）
- （2）平成6年4月1日～平成7年3月31日生まれの方（満30歳）
- （3）平成11年4月1日～平成12年3月31日生まれの方（満25歳）

※年齢基準日：令和7年3月31日

※国民健康保険税を滞納している場合は、助成対象外となります。



▲脳ドックの詳細はこちら

助成制度の詳細は、市公式ホームページをご確認ください。

05 特定健康診査

【問い合わせ】
国保年金課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

■ 対象者に受診券を送付しました

特定健康診査（特定健診）対象者の方へ令和6年度特定健康診査受診券（受診券）を4月下旬に送付しました。受診券は、市の集団健診や医療機関健診、人間ドック等で特定健診を受診する際に必要となりますので、受診予定日まで大切に保管してください。

▼ 対象者

令和6年4月1日時点で行方市国民健康保険被保険者のうち、
40歳以上かつ昭和24年5月1日生まれ以降の方

※年齢基準日：令和7年3月31日

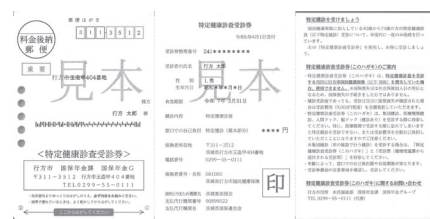
▼ 以下に該当する方は、ご連絡ください

- ・4月以降に国民健康保険に加入した方で受診券が必要な方
- ・受診券を紛失してしまった方

▼ 注意点

- ・特定健診受診日時時点で国民健康保険を喪失している場合は、今回送付した受診券は使用できません。
- ・資格喪失後に受診券を使用したことが判明した場合は、市助成額分を返還していただきます。

詳細は、市公式ホームページをご確認ください。



▲特定健診受診券の見本



▲特定健診の詳細はこちら

06 医療福祉費支給制度（マル福）

【問い合わせ】
国保年金課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

■ 受給者証の更新があります

ひとり親家庭・重度心身障害者の受給者に対して、毎年7月1日に受給者証の更新を行っています。令和6年度の所得の確認が必要となりますので、申告をしていない場合は事前に申告をしてください。

▼ 7月1日に更新対象となる方

区分	対象者
ひとり親家庭	- 配偶者のいない方で（1）～（3）の児童を監護している方とその児童（※各年齢の3月31日まで） （1）18歳未満の児童 （2）20歳未満の障害児 （3）20歳未満の高校在学者 - 配偶者が長期にわたり労働能力を失っている重度心身障害者である方とその児童 - 父母のいない児童
重度心身障害者	- 身体障害者手帳1級、2級または内部障害3級 - 療育手帳の判定が㊤、A - 身体障害者手帳3級かつIQ50以下 - 特別児童扶養手当支給対象の児童1級 - 障害年金受給権者1級 - 精神障害者保健福祉手帳1級 - 身体障害者手帳4級かつIQ50以下 - 身体障害者手帳3級または4級かつ精神障害者保健福祉手帳2級 - 精神障害者保健福祉手帳2級かつIQ50以下

※ 65歳以上の方は、後期高齢者医療制度への加入が要件となります。
（障害認定により、加入を要件としない場合もあります。）

▼ 県外から転入されてきた方・市外にお住まいの受給者や扶養義務者の方

マイナンバー制度を利用した情報連携により、所得の照会が可能になりました。その場合、情報連携に同意する旨の「同意書兼委任状」の提出が必要となります。

※所得の照会ができなかった場合は、所得課税証明書等の提出をお願いすることがあります。

※ 4月1日から、マル福の担当課は国保年金課になりました。

行方の魅力発信広報番組 「なめトーク」



Lucky FM 茨城放送（水戸局 94.6MHz、つくば・日立局 88.1MHz、水戸局 119.7kHz）で、毎月第2・第4金曜日の午前10時35分から5分間放送しています（「HAPPYパンチ」の番組内）。

行方市民向けの募集・お知らせ情報や、行方市の観光・イベント情報など旬の情報をお知らせします！

エフエムかしまの放送エリアは 鹿行地域でお聴きいただけます



ひるどきナルナの番組内「鹿行ナビ」、毎月第2火曜日の午前11時40分から10分間、行方市の魅力を生中継でお届けします。ぜひ聴いてください。

■ 放送エリア

鹿行地域（鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市）

■ 周波数 76.7MHz

※本市は、茨城放送およびエフエムかしまと、それぞれ「災害協定」を締結しています。地震や風水害などの大規模災害が発生した際には、放送エリア内において本市の情報をお知らせします。

07 障害者福祉タクシー助成券

【問い合わせ】
社会福祉課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

■ 交通費の一部を助成しています

市では、障害のある方が医療機関等への通院や買い物に行く際の交通費の一部を助成しています。

▼ 対象者

市内に住所を有し、下記のいずれかの手帳を交付されている方

- (1) 身体障害者手帳 1 級、2 級
 - (2) 療育手帳㊤、A
 - (3) 精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級
- ※ただし、県や市から自動車税の減免を受けている方は除く。

▼ 必要書類

- (1) 障害者手帳
- (2) 障害者福祉タクシー助成券交付申請書

▼ 助成額

- (1) 500 円の助成券を年間 90 枚交付
※申請月により枚数は異なります。
- (2) 1 回の乗車で最高 4 枚（2,000 円分）使用可能

08 難病患者福祉見舞金

【問い合わせ】
社会福祉課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

■ 難病の患者に対し、見舞金を支給します

市では、難病患者に対し、毎年 9 月と 3 月に見舞金を支給しています。

▼ 対象者

市内に住所を有し、下記のいずれかの受給者証を交付されている方

- (1) 指定難病特定医療費受給者証
- (2) 一般特定疾患医療受給者証
- (3) 小児慢性特定疾病医療受給者証
- (4) 先天性血液凝固因子障害等医療受給者証

▼ 申請

随時申請可能 ※申請日の翌月から支給開始

▼ 必要書類

- (1) 受給者証
- (2) 難病患者本人名義の口座番号がわかるもの（通帳またはキャッシュカード）
※児童の場合は保護者名義
- (3) 来庁される方の本人確認書類（運転免許証など）

▼ 支給額

月額 2,500 円（年間最大 30,000 円）

09 障害者相談員

【問い合わせ】
社会福祉課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

■ 相談員を紹介します

市では、障害者相談員として、身体障害者相談員、知的障害者相談員を下記の方に委嘱しています。相談員は障害のある方々の立場に立ち、地域で身近な相談相手として活動しています。お気軽にご相談ください。任期は、令和 8 年 3 月 31 日までです。

▼ 身体障害者相談員

伊藤 伸一郎 ☎ 0299-72-1487
原 喜美子 ☎ 0291-35-0235
☎ 080-8025-1112
樽見 八重子 ☎ 0299-55-0330

▼ 知的障害者相談員

堀越 美和子 ☎ 090-5208-2271
出久根 さゆり ☎ 0291-35-3066
男庭 美紀 ☎ 0299-55-4562

10 歯周疾患検診

【問い合わせ】
健康増進課（保健センター）
☎ 0291-34-6200

■ お口の健康のために検診を受けましょう

お口の健康を守ることは、全身の健康管理への入り口です。10年に1度のこの機会に検診を受け、自分のお口の状況とそれに合った口腔ケアの方法を知りましょう。

▼ 実施期間

6月1日（土）～ 令和7年2月28日（金）

▼ 実施場所

市内の契約歯科医院

▼ 対象者

令和7年3月31日時点で、30歳・40歳・50歳・60歳・70歳の方

▼ 料金

無料 ※検診結果に基づく治療を行う場合は、保険診療扱い

▼ 申し込み方法

電話、市公式ホームページから申し込みください

▼ 申込期限

令和7年2月20日（木）まで



▲検診の詳細はこちら

11 木造住宅の耐震診断士派遣事業

【問い合わせ】
都市建設課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

■ 木造住宅の耐震診断を行います

既存木造住宅の耐震性を確認するための耐震診断士派遣事業の実施にあたり、希望者を募集します。

▼ 診断概要

木造住宅耐震診断士を派遣し、目視や聞き取りによる一般耐震診断を行い、耐震補強が必要かどうかを判定していただきます。

▼ 対象住宅

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（旧耐震基準）で、階数が2階以下、延べ床面積が30㎡以上のもの。併用住宅の場合は、面積の半分以上が住宅として使われているもの。

▼ 対象者

「対象住宅」の所有者で、市税および税外収入金を滞納していない方

▼ 留意事項

- ・診断後、耐震補強の工事や精密診断を強制することはありません。
- ・「耐震診断」や「耐震改修」に名を借りたセールスにご注意ください。
市では、業者等のあっせんをすることはありません。

▼ 調査費用

無料

▼ 募集件数

2件

▼ 申し込み方法

所定の申込書に必要事項を記入し、都市建設課に提出

▼ 申込期限

8月30日（金）まで

▼ その他

耐震診断の結果、耐震改修が必要な場合は「設計費」「工事費」について、一部助成制度もありますので、ご相談ください。

12 地域ブランディング支援事業補助金

【問い合わせ】
ブランド戦略課
(農業振興センター)
☎ 0291-35-3114

■ 新しいビジネスへのチャレンジを応援します

市では、市内における農畜水産物のブランディングを推進するため、付加価値の向上を目指した生産・加工・販売の一体化、新商品の開発、販路拡大等の取り組みを支援することを目的として、補助金を交付します。

▼ 対象者

市内に住所を有する個人または市内に本社事務所等その他事業の本拠地を設置する団体もしくは法人 など

▼ 対象事業

市内で生産された農畜水産物を加工し活用する事業
(新商品の開発および事業化、販売方式の導入、既存事業の拡大に関すること など)

▼ 対象経費

設備導入・改良費、設備・試作品開発費、機械装置等リース料 など

▼ 補助率

対象経費のうち、市長が事業の実施に必要と認めた額の 2 分の 1 以内 (限度額：200 万円)

▼ 公募期間

7月1日(月)～7月22日(月)

▼ その他事業の詳細について

対象者、対象経費、補助金を交付する際の条件等の詳細は、市公式ホームページをご確認ください。

▼ 支援事業を利用して開発された商品例

鯉のしぐれ煮、冷凍焼き芋、サツマイモの洋菓子、野菜の加工品、肉の加工品、ワイン など



▲ 補助金の詳細はこちら

広告

**年金・ローン・共済
無料相談会**

年金

年金の専門家である社会保険労務士が相談に応じます。
年金のお受け取り手続きや、年金受給に必要な資格期間や受給見込額についてなど、さまざまな疑問にお答えします。

ローン

住宅・自動車・教育・農業関連の資金など、今から将来にかけて必要となるお金のご用意について、この機会にぜひご相談ください。

共済

ご加入中の保険契約内容などを無料診断します。

※相談は予約制となっておりますので、事前にお電話でご予約の上、ご来店ください。

ご予約状況によりご要望に
添えない場合もございます

JA なめがたしおさい

開催店舗

麻生支店 行方市島並857-2
☎ 0299-72-0068

開催日

7月13日(土)
午前9時～午後3時



13 農業用廃プラスチック収集

【問い合わせ】
農林水産課（北浦庁舎）
☎ 0291-35-2111

■ 農業用廃プラスチックの収集は登録制です

▼ 初回搬入時に必要なもの

新規登録する方	登録料・印鑑
令和5年度から継続する方	登録料（※印鑑は不要）

▼ 収集処理費

重量に応じて料金がかかります。料金の算出方法については、積込車両の全重量から車両重量を差し引いて算出します。

▼ 対象種類・場所・予定日・時間

対象種類	場 所	予定日	時 間
農業用ポリエチレン	北浦第2グラウンド (行方市山田 3049)	7月1日(月)	9:00～12:00

※登録料、処理費、今後の収集予定日等については、決まり次第、市公式ホームページ等で案内します。

14 蓄電システム（蓄電池）補助金

【問い合わせ】
環境課（北浦庁舎）
☎ 0291-35-2111

■ 蓄電池の導入を検討中の方はこの機会に

市では、地球温暖化対策と市民の環境意識さらなる向上を図るため、県の補助金を活用して、家庭用太陽光発電設備と連携した蓄電システムを設置する個人に対して、補助金を交付します。

▼ 対象者

- ・自ら所有し、かつ、居住する住宅に設置する方
- ・自らの居住の用に供するための住宅の新築に合わせて設置する方 など

▼ 対象設備

- ・電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるものであること
- ・住宅等に設置された太陽光発電設備（発電出力10kW未満のものに限る）と接続され、太陽光発電設備により発電される電力を充放電できるものであること など

▼ 補助金額

50,000 円

▼ 申請方法

申し込みに必要な添付書類を付けた補助金申込書一式を
環境課窓口へ提出



▲補助金の詳細はこちら

※対象者、対象設備等は、記載した以外にも詳細な条件がありますので、市公式ホームページで補助金交付要綱等をご確認の上、申請してください。

15 幼稚園・学校支援ボランティア

【問い合わせ】
生涯学習課（北浦庁舎）
☎ 0291-35-2111

■ ボランティアとして活動ができる地域の方を募集します

本年度も、市内の幼稚園や小・中学校で、ボランティア活動（無償）をしていただける地域の方を募集しています。「行方市幼稚園・学校支援ボランティア」として、子どもたちのために活動を行っていただける方の応募をお待ちしています。

▼ 任期

登録日から令和7年2月末まで（次年度継続可）

▼ 活動場所

市内公立幼稚園、小・中学校内および当該校の学区内

▼ 活動日時

活動する幼稚園、小・中学校と相談の上、決定

▼ 募集人数

適宜（活動内容による）

▼ 申し込み方法

市教育委員会ホームページから「行方市幼稚園・学校支援ボランティア説明資料・登録書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、生涯学習課（北浦庁舎2階）へ申し込みください。

右記のQRコードからも申し込みできます。



▲登録はこちら

▼ その他

年度末に継続確認書を郵送します。

活動中の事故やけが等に対応する保険に加入します。活動保険は、市教育委員会で負担します。

▼ 主な活動実績

環境整備	除草、植栽、剪定、図書整理、賞状筆耕、宮繕全般 など
安全確保	登下校見守り、体力テスト補助、持久走走路観察、校外学習補助 など
学習補助	書写、珠算、絵画、工作、遊戯、読み聞かせ、昔遊び、裁縫、ミシン など

広告

神栖・鹿島セントラル法律事務所

お気軽にご相談ください

☎0299-91-1171

弁護士 瀧 智英
弁護士 谷本 雅晃
(茨城県弁護士会所属)

鹿島セントラルビル新館5階

〒314-0144 茨城県神栖市大野原4丁目7番11号

うちの子「結婚」しないのかしら？

独身のお子様の結婚相談承ります

お子様の結婚に関するお悩み、プロの仲人がお答えします。

まずはお気軽に仲人にご相談ください

☎029-835-3751

結婚相談所ムスベル